

深谷市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進 に関する条例（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、全ての障害者が円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示すること並びに意思疎通を行うことのできる社会を実現することを目的とする。

【解説】

本市は深谷市障害者まごころ支援基本条例（平成18年深谷市条例第141号）において、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができる環境の整備を進めています。

障害の有無にかかわらず、私たちが、こころ豊かに安心して暮らすために、等しく情報を取得し、互いにコミュニケーションを図ることは、欠かすことのできないものです。特に、障害者にとっては、障害の特性により、手話、点字など多様なコミュニケーション手段を自ら選択することができることが重要です。

そこで、全ての障害者が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段により、円滑に情報を取得し、及び利用し、その意思を表示すること並びに意思疎通を行うことのできる社会を実現したいため、この条例を制定しました。

（定義）

第2条 この条例において、「コミュニケーション手段」とは、手話、触手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆、代読、情報通信機器の使用その他障害者が情報を取得し、及び意思疎通を図る際に必要な手段として利用されるものをいう。

【解説】

本条は、障害の特性に応じた「コミュニケーション手段」について定義しています。なお、手話は言語であると言われていますが、言語であるとともに、

コミュニケーション手段としての機能も有しています。

(1) 触手話とは

盲ろう者（聴覚障害と視覚障害が重複する人）が利用します。相手の手に自分の手を重ね、相手の手話を触って読み取る手話です。

(2) 要約筆記とは

主に聴覚障害者が利用します。話の内容を要約して文字にします。話すスピードは速いため、その場で要約して文字にする必要があります。

(3) 点字とは

主に視覚障害者が利用します。紙面に突起した6つの点を一定の方式で組み合わせることで表現する文字の一種です。指先で触って違いを判別して読解するものです。

(4) 音訳とは

主に視覚障害者が利用します。肢体不自由や知的障害のある人も利用することがあります。文字（活字）で書かれている書籍や雑誌、新聞などの内容を一語一句違わずに音声化にします。また、朗読とは異なり感情は込めません。

(5) 筆談とは

主に聴覚障害者と健聴者との会話で利用します。音声・言語機能に障害があり発声や発語に障害がある人も利用することがあります。音声で話す代わりに文字で書いて互いに意思を伝えます。

(6) 代筆とは

主に視覚障害者が利用します。肢体不自由や知的障害のある人も利用することがあります。障害者の意思を正確に聞き取り、本人に代わり、紙に印刷された書類などに文字を記します。障害者の意思を推測するなどして代筆者の意思を持ち込んではいけません。

(7) 代読とは

主に視覚障害者が利用します。障害者に代わり、文字等を声に出して読み上げます。文字（活字）を音声化する点では音訳と似ていますが、代読は相手への伝え方に工夫を凝らしてもよい点で異なります。例えば、情報量が多い場合など、まず大まかなイメージを伝えたり、相手が望む情報を優先して伝えたりするなどの方法も可能です。

（８）情報通信機器とは

I C T（情報通信技術）を活用し、視覚障害や聴覚障害など多くの障害特性に応じた機器が開発されています。この分野の技術の進歩は目覚ましく、パソコンやスマートフォン、タブレットなどの機器などを使用して、文字を音声に変換して読み上げたり、逆に、会話などの音声を瞬時に文字に変換して表示したりするアプリケーションソフトなどが開発されています。

（９）その他障害者が情報を取得し及び意思疎通を図る際に必要な手段として利用されるもの、とは

障害の特性に応じて多様な手段が想定されます。単に文字や音声であっても、工夫を凝らすことで、それぞれの障害の特性に応じた手段になり得るとも考えています。

例えば、平易な表現、漢字にふりがなを付す、絵カードや写真を使う、身振りや手振りを交える、大きな声、口（くち）の動きをはっきりと大きく、なども効果的な場合があります、また、文字を拡大したりコントラストを強調（白黒反転）したり、ゆっくりと感情を込めて読む朗読の方法なども有効な手段となりうると考えます。

画一的に考えず、どのような手段を必要としているのだろうか、相手を思いやる気持ちが大切です。

（基本理念）

第３条 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保は、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重することを基本として行わなければならない。

【解説】

本条は、第７条に規定する市の施策を実施するうえでの基本的な考え方を示しています。同時に、市民及び事業者の皆さんにも理解していただきたい考え方です。

誰もが地域でこころ豊かに安心して生活するうえで、ご近所の人と気軽に挨拶することはとても重要なコミュニケーションです。また、障害の有無に関わらず、ご近所同士、お互いの人格と個性を尊重してお付き合いすることも、と

でも大切です。

仮に、ご近所に障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用する人がいる場合、お互いに相手の人格や個性を尊重してお付き合いしていれば、多様なコミュニケーション手段を利用して声を掛け、挨拶することも日常の一部となり、より良いコミュニケーションが成り立ちます。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に関する施策を推進するものとする。

【解説】

本条は、第一条の目的を達成するため、市が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保について、責任をもって促進していく規定です。

市は、基本理念に基づき、様々な場面で、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を確保していくため、第7条に規定する施策を実施します。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、市民の努力義務を規定するものです。多くの市民が第3条に掲げる基本理念を深く理解することにより、それぞれの地域で、より良いコミュニケーションが成り立つものと考えます。

さらに、障害のある人となない人が、相互に積極的に関わりを持ち、障害の特性に配慮してコミュニケーションを図ることにより、誰もが住み慣れた地域で豊かに安心して暮らしていける社会が実現すると考えます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において障害の特性に応じたコミュニケーション手段が利用できる環境となるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、事業者の努力義務を規定するものです。事業者の役割として、第3条に掲げる基本理念に対する理解を深めるにあたっては、その従業員にも理解していただけるよう求めるものです。

また、第2項では、様々なサービスの提供の場面において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を必要とする障害者が利用しやすいサービスを提供することを求めています。

例えば、視覚障害者が飲食店を利用したときに、点字のメニュー表や文字を拡大したメニュー表が用意されることや、聴覚障害者がかかりつけの医療機関を受診したときに、筆談やタブレットを利用した遠隔手話サービス等に快く応じていただけること等を想定しています。

さらに、雇用の視点からも、障害のある人が働きやすく参加しやすい職場環境の整備に努めることを求めるものです。

(市の施策)

第7条 市は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保に対する理解の促進に関する施策
- (2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策
- (3) 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、朗読者、代筆者、代読者その他障害者のコミュニケーション手段の利用の支援を行う者の養成及び活動支援に関する施策

【解説】

本条は、市が実施する施策を規定しています。具体的には深谷市障害者プランに基づき個別の施策を実施していきますが、以下に主な施策を掲載します。

（１）第１号（理解の促進）関係

総合的な学習の時間における福祉体験学習、まごころ出張講座、広報誌にワンポイント手話講座掲載、事業者が実施する研修に講師派遣、コミュニケーション手段ガイドブック作成、手話ミニ講座、等

（２）第２号（環境の整備）関係

手話通訳者派遣事業、手話通訳の遠隔サービス、要約筆記者派遣事業、市長記者会見等への手話通訳、日常生活用具（情報取得や意思疎通支援用具）の給付、聴覚障害者用バンダナ、Fネット、ネット１１９、家事援助を利用した代読・代筆支援、等

（３）第３号（支援者の養成、活動支援）関係

手話奉仕員・手話通訳者の養成、代筆・代読を行う居宅介護事業所などの技術向上のための研修等を支援、朗読や点訳ボランティア団体などの技術向上のための支援、等

（委任）

第８条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、条例に定めるもののほか、条例の施行にあたって必要な事項を、市長が別に定めることを規定したものです。